

2012年8月10日

株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

みずほ銀行における金銭信託「貯蓄の達人」の全店取り扱い開始について

株式会社みずほ銀行(取締役頭取:塚本 隆史)は、本日より、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:野中 隆史)の資産運用商品である実績配当型の金銭信託「貯蓄の達人」の取り扱い店舗を本支店全店および一部の出張所へ拡大いたします。

「貯蓄の達人」は、みずほ銀行の一部店舗において2010年12月より取り扱いしておりますが、その累計販売金額はすでに1,300億円に達しており、みずほ銀行のお客さまにもご好評いただいております。

今回の取り扱い店舗拡充により、より多くのお客さまの幅広いご運用ニーズに、グループとしてお応えしていきます。

「貯蓄の達人」の特徴は以下のとおりです。

- ・ 主に自動車ローンやショッピングクレジット債権、住宅リフォーム資金の貸付金、住宅ローンなどを裏付資産とした信託受益権などに投資する実績配当型の金銭信託です。安全性と収益性のバランスを重視した運用を行い、安定的な予定配当の実現を目指します。
- ・ ファンドの運用資産の平均的な信用力を示す目安として、株式会社格付投資情報センター(R&I)よりファンド信用格付け「Afc(シングルエーエフシー)」を取得しています。(2012年7月31日現在)
- ・ お申込時には予定配当率をお示しします。信託期間中は、市場金利に変動があった場合でも予定配当率の見直しは行いません。
- ・ 個人のお客さま専用の信託商品です。
- ・ 信託期間は「1年」「2年」「5年」の3種類です。
- ・ お申し込みは1契約につき10万円以上1円単位です。

なお、「貯蓄の達人」につきましては、お客さまにご負担いただく費用・手数料、また商品性に伴うリスクがございます。費用・手数料につきましては添付資料でご確認いただき、くわしい商品内容は、商品説明書(目論見書)および目論見書補完書面などでご確認ください。

〈みずほ〉は、今後もグループが一体となってご提供する総合金融サービスを通じて、より多くのお客さまの利便性向上に努めてまいります。

以上

株式会社みずほ銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第3号

加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

下記の事項は、金銭信託「貯蓄の達人」をお申し込みされるお客さまに、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申し込みの際には、下記の事項および商品説明書（目論見書）および目論見書補完書面の内容をよくお読みください。

記

■リスクについて

以下のリスクにより、元本割れとなるおそれがあります。

金利変動リスク	運用対象とする固定金利型の信託受益権等が市場金利の上昇にともないその価格が下落したり、市場金利の低下により収益が減少した場合等
信用リスク	信託受益権等の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)に当初の予想を超えた不良債権が発生した場合等
流動性リスク	一時期に想定を超える大量の中途解約が発生するなどにより支払準備のための資金が著しく不足した場合等
管理委託先にかかるリスク	金銭債権の回収業務等を委託している会社(管理委託先)が営業停止などにより債権の回収が困難になった場合等

■費用・手数料について

お申し込みから償還までの間にご負担いただく費用は以下のとおりです。なお、これらの費用の総額については、お申込時点では確定しないため表示できません。

- ・申込手数料はかかりません。
- ・信託財産の中から信託報酬をいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限年率 3%から下限年率 0.01%の範囲内とし、運用成果に基づき計算します。
- ・その他、信託財産の中から監査費用などの信託事務の処理に必要な費用を支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。
- ・原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約される場合は解約手数料がかかりますので、お受取額が当初の信託元本を下回ること(元本割れ)があります。解約手数料は下記の計算方法に基づき算出されます。なお、ご契約の一部解約はできません。

解約手数料＝信託契約日における信託金の元本の額÷1,000×千円あたり解約手数料

千円あたり解約手数料＝1,000×{(残存期間別基準利率－予定配当率)＋0.2%}÷12×残存月数

ただし、残存期間別基準利率－予定配当率≤0の時は、

千円あたり解約手数料＝1,000×0.2%÷12×残存月数

※千円あたり解約手数料の計算において、円未満は切り上げます。残存月数において、残存期間に端日数がある場合は、切り上げて月数単位として計算します。

※残存期間別基準利率は、受託者であるみずほ信託銀行が市場金利をふまえて決定します。市場金利が上昇している局面では当該利率も上昇し、その結果、解約手数料が高くなる場合があります(残存期間別基準利率の具体的な水準につきましては、窓口にお問い合わせください)。なお、解約手数料は、合同運用財産に組み入れます。

金銭信託「貯蓄の達人」は実績配当型の金銭信託です。予定配当率はこれを保証するものではありません。預金と異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。信託期間満了による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。「貯蓄の達人」をお申し込みの際には、みずほ銀行よりあらかじめ商品説明書(目論見書)および目論見書補完書面をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえ、お客さまのご判断でお選びください。商品説明書(目論見書)および目論見書補完書面はみずほ銀行本支店および一部出張所の窓口にご用意しております。

なお、この商品名にある「貯蓄」とは、預貯金や証券など金融商品全般を表わす意味で用いています。

以上

(2012年8月10日現在)